

# 琳派をテーマとした京もの高級ギフト商品開発支援業務委託仕様書

## 1 委託事業名

琳派をテーマとした京もの（＝「京都の伝統産業製品」以下同じ。）高級ギフト商品開発に支援業務

## 2 事業の趣旨

琳派400年記念事業の一環として、記念・祝事等に使用する贈答品に使える琳派をテーマとした京もの高級ギフト商品の提案・開発を行い、京ものの新たな需要を開拓する。これは、国内需要だけでなく、日本企業の海外展開や、東京オリンピック・パラリンピック等の国際的な大型スポーツイベントの開催等の場面において、日本独自の文化・伝統技術を強みとする京ものが贈答品として採用されることを目指すもので、対象購買層及びそのニーズ・価格設定などの事前調査のもと、京都市内に主たる事業所等を置く伝統産業従事者との協働により新商品開発を行い、ターゲット層に効果的に販売（テスト販売）する。

## 3 業務の内容

### （1）琳派をテーマとした新たな京もの高級ギフト商品開発

- ①琳派をテーマとした新たな高級ギフト商品の開発のための企画立案
- ②事前マーケティング調査
- ③商品開発支援先となる事業者の募集、選定
- ④新商品開発支援

#### 【以下の点に注意すること】

- ・ 新商品開発は「琳派」をテーマとするが、琳派の図案の写しを使用することを必須条件とするものでなく、「新しい21世紀の琳派」として、独創的な商品提案を求める。また、既存製品の改良も含むものとする。
- ・ 高級ギフト品とは、粗品とは明らかに区別され、贈答用として供されるに適した品質を備えたものとし、価格の下限は設定しない。
- ・ 商品開発に際しては、京都市が指定する伝統産業製品74品目を使用し、最低5点以上の商品を開発すること。
- ・ 事前マーケティング調査では、商品の購買対象者及びそのニーズの把握、価格設定等について調査し、商品開発に役立てること。
- ・ 商品開発においては、新商品開発を希望する主たる事業所を京都市内に置く事業者を募ること。また、商品開発を支援する事業者は複数社とする。
- ・ 商品開発のためのアドバイザーを置き（個人に限らない）、商品開発支援先事業者に助言を行う体制をとること。

### （2）開発商品の流通支援

- ①開発した商品の市場での流通促進につなげるための販売（含むテスト販売）
- ②広告媒体等を活用した周知・広報、商品紹介パンフレット等のPRツールの作成

#### 【以下の点に注意すること】

- ・ 開発商品の販売は平成27年3月末までに実施すること。

- ・ 開発商品を紹介するパンフレットの作成や、広告媒体を活用するなど、購買対象者層に効果的に周知・広報すること。

### (3) 実施報告書の作成と報告

本業務の実施報告書を取りまとめ、伝統産業課へ提出する。実施報告書については、販売結果等の分析や今後の販路開拓の展望を示した資料とすること。

実施報告書は、電子データで納品すること。電子データのファイル形式は、ワード・エクセル・PDFとし、その他のファイル形式を用いる場合は協議の上、決定すること。

### (4) その他

- ・ 上記各号に掲げるもののほか、その他本事業の実施に必要な関連業務を含めて、責任を持って実施するものとする。
- ・ 商品開発希望事業所の募集については、希望する者に対しては、本市から伝統産業産地組合等を紹介することができる。
- ・ 開発商品は、本市の「京もの国内販路開拓事業（BRAND NEW KYOTO プロジェクト）」(<http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000163235.html>)や「伝統産業の日」事業(<http://www.densannohi.com/>)等において発表することがある。

## 4 事業実施時期

契約締結日から平成27年3月末まで

## 5 事業実施の要件

委託事業の経理を明確にするため、受託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

## 6 契約条件

### (1) 契約形態

委託契約とする。

### (2) 委託金額限度額

上限5,500千円（消費税及び地方消費税込み）

### (3) 契約期間

契約締結日から平成27年3月31日までとする。

### (4) 委託費の支払条件

原則、精算払いとするが、必要に応じて概算払いを認めることとする。

## 7 その他、注意点

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 本委託契約において支払う経費には、税法上の必要経費として、その全額又は一

部が、計上できないものも含まれるため、本委託事業を含む受託事業者の決算内容によっては税負担が生じることも想定されるが、すべて受託者の負担とする。

- (4) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (5) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が新たに発生した場合、その権利はすべて本市に帰属するものとする。
- (6) 開発商品の本事業における販売収入は、すべて新商品開発支援事業者に帰属する(受託事業者には帰属しない)。

以 上